

令和5年4月1日から

骨髓等移植ドナーへ 助成金を交付します

骨髓等移植ドナーとは「命のボランティア」とも言われ、血液の病気などで、「骨髓・末梢血幹細胞移植」という治療が必要な患者さんに、ご自分の骨髓・末梢血幹細胞を提供する方のことです。この事業は骨髓バンクを通じて、骨髓等を提供した人が対象です。

対象者

宇土市に住所を有し、日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓・末梢血幹細胞の提供が完了し、これを証明する書類の交付を受けた方

助成内容

通院等 1 日につき 2 万円（上限20万円）

※通院等（宇土市に住民登録されている期間）

- ①健康診断のための通院
- ②自己血採血のための通院
- ③骨髓等採取のための入院
- ④その他、骨髓バンクが必要と認める通院等

申請書類等

- ①宇土市骨髓等移植ドナー支援事業申請書（※）
- ②骨髓等移植ドナーに係る有給休暇等取得証明書（※）
- ③骨髓バンクが発行する骨髓ドナー証明書
- ④本人名義の金融機関口座番号がわかるもの
- ⑤印鑑

※①と②の様式は市HPからダウンロードできます。

申請期限

骨髓等の提供を完了した日から90日以内に、申請に必要なものを市健康づくり課へ提出してください。

骨髓バンクにドナー登録しませんか

毎年数万人が白血病などの重い血液の病気と診断され、そのうち約2000人の方が骨髓バンクドナーからの移植を望んでいます。移植成功には、ドナーと患者さんの白血球の型（HLA型）が遺伝子レベルでの適合が必要になり、適合の具合によっては、拒絶反応などの合併症によって移植の成功率が低くなります。

非血縁者間で、ドナーと患者さんのHLA型が適合する確率は、数百から数万分の1と言われています。そのため、ひとりでも多くのドナー登録が必要です。

ドナー登録や骨髓バンクについて詳しくは骨髓バンクHPをご覧ください。

